# 第２号様式

第　　　号

　年　　月　　日

住　　　所

氏名又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事

東京都環境配慮型ＶＯＣ対策機器導入促進事業　補助金（変更）交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった標記事業に係る交付（補助事業変更承認）申請について、東京都環境配慮型ＶＯＣ対策機器導入促進事業補助金交付要綱（令和６年４月１日付５環改化第906号。以下「交付要綱」という。）第９条第２項（第14条第２項）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したため通知する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定番号 |  |
| 補助対象経費 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助の条件 | ・第２号様式別紙の第１から第13までのとおりとする。  ・補助事業者は、前項のほか、東京都環境配慮型ＶＯＣ対策機器導入促進事業実施要綱（令和６年４月１日付５環改化第905号。以下「実施要綱」という。）及び交付要綱に従わなければならない。  ・ここで使用する用語は、実施要綱及び交付要綱で使用する用語の例による。 |
| 備考 |  |

第２号様式別紙

第１　交付の条件

知事は、本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、補助事業者に対し、

次に掲げる条件を付すものとする。

　一　補助事業者は、補助事業を実施するための工事に着手する前までに、当該工事に係る契約を締結していること。

　二　補助事業者は、交付要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって、補助事業により取得し、整備し、又は効用の増加した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

　三　補助事業者は、知事が交付要綱第21条第１項の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

　四　補助事業者は、知事が交付要綱第22条第１項の規定により本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、東京都（以下「都」という。）が指定する期日までに返還するとともに、同条第２項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第３項の規定に基づき延滞金を納付すること。

　五　補助事業者は、都が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

　六　補助事業者は、補助事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

第２　申請の撤回

　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を撤回しようとするときは、補助金交付決定通知書の通知があった日から14日以内に、申請を撤回する旨を補助金交付申請撤回届出書（第４号様式）により、知事に申し出なければならない。

第３　補助事業の変更等の承認申請

　補助事業者は、補助金交付決定通知書の通知を受けた後、次の各号に該当する場合は、あらかじめ、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第７号様式）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第１号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

一　補助事業の内容を変更しようとするとき。

二　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

第４　債権譲渡の禁止

補助事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、知事の承認を事前に得た場合はこの限りでない。

第５　事故報告等

　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書（第10号様式）により知事に報告しなければならない。

第６　事情変更による決定の取消し等

　知事は、本補助金の交付決定後、天災地変その他本補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

第７　完了の届出

　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了届出書（第11号様式）に交付要綱別表第２に掲げる書類を添えて、補助事業に係る工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、知事へ提出しなければならない。

第８　補助金の額の確定

　知事は、前条の補助事業完了届出書の提出があったときは、当該完了届出書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その届出に係る補助事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、速やかに補助金額確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

第９　補助金の請求

　補助事業者は、前条の規定により本補助金の額の確定通知を受け、本補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期限までに、交付請求書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

第10　交付決定の取消し等

　知事は、本補助金の交付の決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

二　本補助金を他の用途に使用したとき。

三　補助事業を中止し、又は廃止したとき。

四　予定の期間内に補助事業に着手せず、又は完了しないとき。

五　暴力団若しくは暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあっては、代表者、役員若しくは使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。

六　その他本補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本交付要綱に基づく命令に違反したとき。

２　前項規定は、本補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項第１号、第２号又は第５号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

第11　既払いの補助金の返還

　知事は、前条の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金の支払をしているときは、補助事業者に対し、補助金返還請求通知書（第15号様式）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を知事から請求された場合は、補助金の受領日から納付日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した額を、違約加算金（100円未満の場合を除く。）として併せて納付しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の規定により知事が定めた期日までに返還に係る補助金を納付しなかった場合は、その遅滞した日数に応じて、前項に準じて計算した延滞金を納付しなければならない。

４　補助事業者が、前項の規定により延滞金の納付を請求された場合において、返還を請求された補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

５　補助事業者は、補助金の返還を請求されたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第12　 財産処分の制限

　補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

２　補助事業者は、知事の承認を受けないで、取得財産等の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第２に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

３　補助事業者は、前項本文の処分をしようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第16号様式）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

第13　帳簿等の保存

　補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、その帳簿及び関係する証拠書類を補助事業の完了した日の属する都の会計年度の終了後８年間保存するものとする。

（日本産業規格Ａ列４番）